



Broadmedia



JASDAQ

平成 30 年 2 月 13 日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号  
会 社 名 ブロードメディア株式会社  
(コード番号: 4347)  
代 表 者 代表取締役社長 橋 本 太 郎  
問 合 せ 先 取 締 役 押 尾 英 明  
経 営 管 理 本 部 長  
電 話 番 号 03 - 6439 - 3983

### 平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書の 提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づき、当該四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局に提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

第 22 期（平成 30 年 3 月期）第 3 四半期報告書

（自 平成 29 年 10 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

#### 2. 延長前の提出期限

平成 30 年 2 月 14 日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 30 年 3 月 14 日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は平成 30 年 1 月 30 日付「連結子会社の架空取引被害及び当社の平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算発表延期に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の連結子会社である株式会社釣りビジョン（以下、釣りビジョン）が、約 10 年間にわたり、正常な取引として売上及び費用等を認識・計上していた、映像受託制作取引に関して、「業務再委託先によって、恰も取引が成立していたかのように装われた架空取引」であった可能性が高いことが判明いたしました。

釣りビジョンは、平成 19 年春ごろから、複数のクライアント企業から受注した映像制作を業務委託先企業に再委託する取引をおこなっておりました。また、業務委託先企業に対して、当該映像制作だけでなく、クライアント企業への営業活動・受発注業務・納品・請求、その他付随する業務も委託しておりました。

過去 10 年間にわたり、当該取引に必要なクライアント企業の捺印済み書類は、適時に授受され、該当の売掛金が期日どおりに入金されておりました。また各年度末においては、

釣りビジョンの会計監査人である監査法人が、クライアント企業に売掛債権残高確認状を送付し、釣りビジョンにおける当該取引の売掛金認識に齟齬がないことが確認されておりました。

しかしながら、平成 29 年 12 月 29 日に、12 月末を期日とした大口クライアントの売掛金の入金不足があったため、当該クライアントに対する入金督促や、業務委託先企業に対して状況の確認を進めていたところ、平成 30 年 1 月中旬に、業務委託先企業の代理人弁護士より釣りビジョンに対して、「長年にわたり、クライアントからの発注が無いにもかかわらず、業務委託先が取引上必要なクライアント名義書類の偽造、クライアント社印の偽造、振込人名をクライアントと偽った釣りビジョンへの送金等を行うことで、恰も取引が成立しているように見せかけていた」旨の説明がなされました。

釣りビジョンおよび当社では、当該報告を平成 30 年 1 月 16 日に受け、同日に調査に着手しておりますが、調査及び確認事項が多岐にわたり、詳細把握には相当な時間を要する見込みです。仮に、当該受託制作取引の全ての取引が架空取引であった場合、平成 29 年度第 3 四半期連結累計期間における影響の最大値として売上高約 23 億円、営業利益約 1.2 億円の取り消し、実質的な損害として特別損失 4～6 億円の発生が見込まれます。

また、対象取引が最大で過去 10 年間に渡り、かつ多額であるため、調査結果によって取引が架空であったことが確認された場合は、その額を確定し、過年度及び当期第 2 四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書を訂正する必要があります。

そのため、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに対象となる四半期報告書を提出することは困難であるとの判断に至り、提出期限延長の申請を行うことといたしました。

なお、当社は本件に関して公正に全容の解明及び原因究明を進めることを目的に、平成 30 年 1 月 30 日に当社顧問弁護士・当社社外役員・法務部門等による社内調査委員会を設置いたしました。調査委員会による取引の真偽についての調査や帳簿の確認、関係者からの事情聴取について約 1 か月間（2 月 1 日～2 月 28 日）、その後の報告書類の取り纏めに 2 週間（3 月 1 日～3 月 14 日）程度、調査委員会の調査結果を受けて過年度及び当期について、適正な財務諸表を作成する作業に 2 週間（2 月 26 日～3 月 9 日）程度、仁智監査法人による監査に約 1 か月（2 月 14 日～3 月 14 日）を要することが見込まれます。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

株主の皆様をはじめお取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

以上